

別府市男女共同参画推進条例

～ 誰もがじぶんらしく輝くために ～



湯のまち「べっぶ」男女共同参画都市

別 府 市

「男女共同参画のまちべっぷ」の実現をすすめるために



別府市では、すべての人が社会の対等な構成員として、地域、職場、教育の場、家庭などあらゆる分野に共同で参画することができる、男女共同参画のまち「べっぷ」の実現を目指しています。しかし、社会における制度や慣行が性別による固定的な役割分担的意識などを反映し、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっており、市民一人ひとりが生活に生きがいと喜びを持つことができる豊かで魅力あるまちづくりに向けて、一層の努力が求められています。

この条例は、男女共同参画のまち「べっぷ」の実現に向けて、さらに取り組みを進めていくため、市、市民、事業者のみなさんと協働して取組んでいくため必要なことを定めるものです。

別府市男女共同参画推進条例のしくみ

基本理念(第3条)

- ・ 男女の人権を尊重すること
- ・ 性別による役割分担の影響をできる限り中立にすること
- ・ 男女があらゆる分野の立案決定に共同参画する機会が確保されること
- ・ 家族を構成する男女が家庭生活以外の活動を両立できるようにすること
- ・ あらゆる教育の分野で男女共同参画社会の意義を浸透させること
- ・ 男女が相互の性の理解を深め、健康と権利を互いに認め合うこと
- ・ 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に行うこと

責務規定

(第4条～第6条)

市、市民、事業者の責務を明確にする

性別による 権利侵害の禁止

(第7条)

あらゆる分野において性別による差別的取扱いを行ってはならない

積極的改善措置

(第10条)

あらゆる分野において積極的改善措置を講ずるよう努める



市民等の理解を深めるための施策
(第11条)

男女共同参画社会の啓発及び人材の育成、及び必要な支援を行う

苦情・相談等の申出への対応
(第14条)

男女共同参画の施策に関する苦情相談等に対し適切な処理に努める

市民、事業者に対する支援
(第17条)

男女共同参画推進の活動支援、及び拠点施設の整備に努める

別府市男女共同参画審議会
(第20条～第24条)

- ・ 男女共同参画計画の策定に関する審議
- ・ 男女共同参画社会の形成を妨げる要因による人権侵害の相談
- ・ 男女共同参画社会の形成に必要と認められる意見



別府市男女共同参画週間(第12条)

男女共同参画のまち「べっぴ」の実現

男女共同参画のまち「べっぷ」の実現に向けて みんなで取り組みましょう

市の責務（第4条）

男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定しその責務を有します。
市民や事業者の模範となる姿勢を示し、男女共同参画社会づくりに必要な措置を講じます。

市民の責務（第4条第2項）

市民一人ひとりが、男女共同参画について考え、男女が固定的な役割分担意識による差別的な取扱いや慣習を改善するなど、みんなで取り組みましょう。

事業者の責務（第6条）

職場における活動に男女が対等に参画する機会を確保するとともに、仕事と家庭等の活動が両立できる環境を整備するよう努めることが必要です。

市民及び事業者に対する支援（第17条第1項）

市民及び事業者に対し、男女共同参画社会の形成の推進に関して行う活動を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めます。

● 湯のまち「べっぷ」男女共同参画都市宣言 ●

わたしたちは、男女平等の理念のもとに、

1. ひとりの人間としての尊厳を重んじ、お互いの人権が尊重されるまち「べっぷ」をつくれます。
1. あらゆる分野の意思形成の場に参画し、意見が反映できるまち「べっぷ」をつくれます。
1. 家庭や地域、学校、職場で責任を分かち合って生きるまち「べっぷ」をつくれます。
1. お互いに自立し、すべての人々が、健康で安心して暮らせる癒しのまち「べっぷ」をつくれます。
1. 国際社会の一員として、国や人種をこえて心ふれあうまち「べっぷ」をつくれます。
1. 平和をめざし、豊かな自然と共生しながら、地球環境を守るまち「べっぷ」をつくれます。

平成16年9月15日

発行 平成18年6月

発行者 別府市企画部政策推進課男女共同参画推進担当
〒874-8511 別府市上野口町1-15
TEL.0977-21-1111 内線.2322・2323